

2015年8月21日

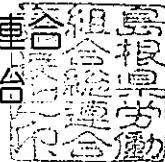
島根労働局長

古田 宏昌 殿

松江市母衣町55-2 島根県教育会館2階

島根県労働組合総連合

議長 舟木 健治



2015年度地方最賃の異議申出

労働者の命と暮らし、安全・安心の職場づくりに常日頃よりご尽力いただき、心より敬意を表します。また、今回の最賃改定に関わっては、2年連続して中央最賃の目安を超える答申をいただくなど、貴職の努力と奮闘に感謝致します。

しかし、島根県労働組合総連合(略称：しまね労連)は、この間島根地方最低賃金の時間額1,000円以上への引き上げと、「全国一律最低賃金制度」の制定を求める要請を貴職に対して行ってきましたが、残念ながら今年度もその要請を無視する答申をされました。

従って、しまね労連は「島根地方最低賃金審議会の意見に関する公示」に対し、下記理由の通り異議を申し出、改めて時間額1,000円以上とするよう求めるものです。

さらに、最低賃金の表示については、労働基準法との整合性や社会生活を鑑みて、日額、月額の表示を復活させるとともに、その際には、日額7,500円以上、月額16万円以上とするよう求めます。また貴職からも国民生活のナショナルミニマムをもとに「全国・全産業一律最低賃金制度」を確立するよう、政府への働きかけを求めます。

しまね労連は、島根地方最低賃金審議会が中央の目安にとらわれず、最低賃金の大幅引き上げによって、憲法25条の定める「健康で文化的な生活を営む権利」を具現する最賃法の目的を果たされるよう心より期待するものです。

【理由】

1. 最低賃金法が求める法理と答申について

最低賃金法は、第1条(目的)で「この法律は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、以て労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」と定めています。

また、第9条(地域別最低賃金の原則)は「2.地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。」、「3.前項の労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。」と定めています。

即ちこれらの法理は、①労働者の生活の安定、②労働力の質的向上、③事業の公正な競争の確保、④国民経済の健全な発展に寄与、⑤地域における労働者の生計費および賃金、⑥通常の事業の賃金支払い能力、⑦「健康で文化的な最低限度の生活を営む」生活保護に係る施策との整合性に配慮する。などの7つの要件を相互に関連させ整合するよう求めているものと理解されます。

しかし、これらの要件に照らすと、今般答申された時間額696円は、極めて不十分であると言わざるを得ません。

2. 各項目に関する説明と主張（別添資料Ⅰ参照）

①「労働者の生活の安定」

島根地方最賃審議会が答申した時間額696円をもとに、月額を算出しました。生活保護費の算出根拠とされる「1ヶ月平均法定労働時間数」月173.8時間で算出すると、月額賃金は、121,104円（資料Ⅰ①-2）になります。

ところがこれに可処分所得の総所得に対する比率：0.857を乗じると、手取り金額は105,966円にしかなりません。貯蓄などは困難で、突然の病気や冠婚葬祭などの急な出費が必要になれば、生活は一挙に破綻してしまいます。

必要に応じて医療扶助が加わる生活保護費（資料Ⅰ-③）と比較すると、その金額はまったく不十分です。

また、週40時間規制の原則のみで計算した「平均法定労働時間数」173.8時間は、休日や休暇への配慮もない単純な計算であり、事実上残業時間まで含めた平均実労働時間でも超える値になっています。

そもそも地方最低賃金は、島根県におけるパート労働者の所定内労働時間をベースに計算すべきであり、国が実態と異なる労働時間の算出基準を示し、それに当てはめようとしている無理があります。島根県におけるパート労働者の2014年度の月平均所定内労働時間は、100.3時間（資料Ⅰ①-11）となっています。これをもとに算出した最賃は、月69,097円、年収にすると、837,984円にしかならず、実態と中央最賃審議委員会が示す算出基準の乖離は、甚だしいものがあります。

②「労働力の質的向上」

企業は、労働力を安定的に得られなければ存続できません。また、労働力の質的向上がなければ、資本主義的競争に生き残ることもできません。労働力の質とは、求められる労働力を安定的に提供できる身体的・精神的・知的状態のことであり、「労働力を、今日も明日も明後日も、継続供給できる」状態がなければなりません。即ち、他方でそれらを保障する賃金の質と量、労働時間、休息の保障がなければなりません。

しかし、この度の最賃額や労働時間の位置付けでは、健康を維持できる食事も摂れず、休息しリフレッシュすることさえできません。さらに貯蓄もできないような賃金では、将来不安は増すばかりで精神的にも不安定となり、仕事への向上心も阻害されてしまうでしょう。こうした状態で、より高い質の労働を求めれば、それは身体もしくは精神的な犠牲を払うことが前提となってしまうでしょう。

提示された最賃は、到底「労働力の質的向上」を期待できる金額とはいえません。

③「事業の公正な競争の確保」

「毎勤統計」による2014年度の県内パート労働者の所定内月平均賃金は、96,728円です。これを時間給にすると、平均時給は958円になります。答申された最賃はその実態と比較すると262円もの開きがあります。

島根県のパート労働者は、時給で全国平均より86円も低くなっています。労働者側の視点で見るとその安さを労働時間で月13.6時間多く働いて補うという構造になっています。

今般の目安額の全国平均は780円で、当県の答申とは84円の差額を生じさせることになり、低い答申額が全国格差をいっそう拡大させる悪影響を懸念します。

また実態の賃金水準より著しく低い最低賃金は、「事業の公正な競争」を疎外し、本来の「競争力」を弱体化されることになるでしょう。企業や産業独自の技術開発や真の経営努力を行うことなく、人件費削減で利益を確保し、経営基盤の安定化を図ろうとする安易な傾向に拍車をかけることになってしまうからです。

④「国民経済の健全な発展に寄与」

最低賃金の引き上げは、賃金全体の底上げに直結します。逆に言えば、最低賃金が低いと、賃金アップの足を引っ張ることになります。この間、非正規労働者、とりわけ派遣労働の拡大などで、まともに働いても年収200万円以下の低賃金労働者が激増し、「格差と貧困」が顕在化しています。その結果、社会全体の窮乏化が進行し、消費購買力が落ち込み、中小企業は閉店・倒産を余儀なくされています。

一方資本金10億円以上の大企業（全企業の0.3%）の内部留保金は、前年度から僅か1年間で13兆円も積み増しされ、285兆円にもなっています。資金がないのではなく、資金が循環しない状況が、大企業への政府支援のもとでつくられてきており、大企業は生き残りや競争力の強化を名目に雇用を不安定化させ、賃金を圧縮し下請け企業の「単価たたき」を押しつけています。非正規雇用の労働者や中小企業の労働者は、低賃金の中で消費を縮小させ、事業主は価格低下（破壊）の中で経営悪化を招くという、悪循環の中にいます。

最新の経済指標の動向を見ると、経済成長の「国内総生産」は前期比2.3%、年率換算で9.4%、企業収益は前年同期比で0.4%増、業況判断は、大企業が好調で、中小が苦戦という状況になっています。

景気は、賃金が伸び悩む一方で、生鮮食品を除く消費者物価が2014年度には3.2%程度上昇しているために個人消費が冷え込み、好循環を実現ができない状況にあります。

さらに、異次元の金融緩和やアベノミクスによる円安誘導で、生活必需品がこぞって値上がりを続け、支出の抑制がいっそう進んでいます。

消費回復の切り札、即ち広範な労働者の賃金が引き上げられるかどうかが大きな課題となっており、法的な規制で賃金の底上げをする最低賃金の役割は極めて大きなものがあります。それにもかかわらず、2.5%の引き上げでは国民経済の発展に寄与するとは到底いいがたいものがあります。以上の悪循環に歯止めをかけ、労働者全体の消費購買力を向上させることにつながる最低賃金の大幅引き上げは、負のスパイラルを脱却する大きな展望を与える筋道となるでしょう。

⑤「地域における労働者の生計費および賃金」

③で述べたように、島根県内の労働者の賃金実態は、最低賃金を既に大幅に上回っています。賃金は法の精神からして、同一労働・同一賃金を前提としていますが最賃水準は、この精神や実態に反しあまりにも低すぎます。低すぎる最低賃金が、逆に地域間の賃金格差、経済格差を生む要因にもなっています。

最賃額の改定目安では、現在、広島768円、岡山735円、山口731円となっており、島根県境地域では、労働力確保に大きな矛盾を抱えています。しまね労連が取り組んだ自治体キャラバンでは、県境地域の自治体がその格差によって労働力の流出と、人口減少をも招くことになっていると訴えています。

まさに「地域における労働者の生計費および賃金」の水準に早急に到達させるとともに、その水準を引き上げる最低賃金こそが求められています。

生計費は、全労連の調査が全国で大きな差がないことを明らかにしていますが、島根では都市部で必ずしも必要で無い自家用車が、生活必需品であることなどの需要を踏まえた生計費実態が存在しています。賃金すなわち「生計費」を原則とし、「健康で文化的な最低限度の生活を保障する」全国・全産業一律の最低賃金法の制定こそが、焦眉の課題として求められています。

⑥「通常の事業の賃金支払い能力」

今現在、最賃が上がることで、通常事業の賃金支払い能力に悪影響を受けることは、基本的にあり得ません。反対に、賃金支払い能力を前提に引き上げ額を押さえ込めば、企業経営者に対して経営努力の怠慢を与えることになりかねません。賃金を押さえ込もうとする個別企業の論理を

有利にして、企業本来の公正な競争を否定し、地域産業の衰退とさらなる経済危機を招きかねません。内需拡大の最も近道である賃金の引き上げ、とりわけ最低賃金の引き上げは、使用者側の大きな責務です。

県内の労働者は「通常の事業の支払い能力」に基づいて賃金が支払われており、事業主には地域最低賃金を大幅に引き上げるだけの十分な支払い能力が存在しています。この間の企業倒産でも、高い賃金を理由に上げるものはどこにもありません。

8月20日付け山陰中央新報によると、全国の地方銀行と第二地方銀行の計105行のうち、2015年春入社の初任給（大卒総合職）を20万円以上支給した銀行が約8割の85行に上ったことが、共同通信の地銀各行への取材で明らかになりました。初任給引き上げの動きが拡大した大都市のメガバンク並みの水準に引き上げることで、人材流出を防ごうとする積極的な企業側の努力です。

貴審議会においても、このような視点と戦略を持っていただきたいと願うところです。

⑦「健康で文化的な最低限度の生活を営めるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮」

そもそも生活保護は、国民が「健康で文化的な最低限度の生活を営むことができる」ことを考慮した当然の権利を保障するための最低水準です。しかし、最低賃金は労働者が労働力を提供する対価として、事業主が支払いの義務を負う代償です。

にもかかわらず、最賃審議会が示す「生活保護に係る施策との整合性」の主張には無理があります。県内の生活保護基準を4つの等級で無理矢理平均化し、実質人口の約3割あまりを占める地域を無視した「加重平均」を持ち出しています。また労働者に対し最低ラインの住居費相当額を保障するだけの金額にもならない「住宅扶助の実績値」を計算根拠に、意図的に低い生活保護水準を設定して、最低賃金との「整合性」を図ろうとしています。しかもその生活保護基準は、そのものが生活実態を無視して2012年度比10%減額されていることからも「生活保護に係る施策との整合性」の主張には二重の無理があります。

従って尺度をねじ曲げた、あたかも整合性が図られたかのような欺瞞をもった答申となっています。

労働者の状態は、不安定雇用の拡大や「ワーキングプア」の増大など、島根県でも深刻な社会問題になっています。とりわけ、パート・派遣などの不安定雇用労働者の賃金底上げにもつながるシステムとして、多くの労働者が、賃金の最低限を保障する地域別最低賃金額の大幅引き上げを求めており、制度の積極的な役割を期待しています。

しまね労連は、生計費原則にのっとった「地域別最低賃金」を、島根地方最低賃金審議会が示すべき立場にあると考えていますが、審議会の答申はあるべき最賃水準に至らず、国の法理を矮小化した自安に追随するものになっています。

しまね労連は、これら「法」の精神を軽視する答申を受け入れることはできません。

貴職に対し、あらためて最賃の大幅引き上げの尽力を求めものです。

そして、貴職からも国民生活の最低保障の基軸となる「全国一律最低賃金制」を確立するよう、政府への働きかけを強く求めます。

さらに、しまね労連は最賃審議にあたり、鳥取県にならい全ての審議会で意見陳述ができ、傍聴ができるよう審議会を公開することを貴職に求めます。

島根地方最賃の格差に関する試算表

資料 I

	時間額	時間額格差	最賃月額 時間 × 時間額	月額格差	最賃年額 時間 × 12ヶ月	年額格差
①島根県 1)5人以上事業所パート労働者所定内労働時間 2)中央最賃審の算定基準時間173.8時間/月 3)5人以上事業所総労働時間	¥696		100.3時間 ¥69,809 173.8時間 ¥121,104 154.2時間 ¥107,323		1204時間 ¥837,984 2086時間 ¥1,451,578 1850時間 ¥1,287,600	
②全国平均 1)5人以上事業所パート労働者所定内労働時間 2)中央最賃審の算定基準時間173.8時間/月 3)5人以上事業所総労働時間	¥780	①-② -¥84	88.1時間 ¥68,718 173.8時間 ¥135,564 145.1時間 ¥113,178	月額①-② ¥1,091 -¥14,460 -¥5,855	1057時間 ¥824,616 2086時間 ¥1,626,854 1741時間 ¥1,358,136	年額①-② ¥13,368 -¥175,276 -¥70,536
③松江市生活保護18~19歳単身独居 (算定基礎:5人以上事業所所定内労働時間)		①-③ -¥90	135.3時間 ¥106,290	月額①-③ -¥36,481	1624時間 ¥1,275,401	年額①-③ -¥437,417
④民事再生法島根県の最低生活費 (算定基礎:5人以上事業所所定内労働時間)		①-④ -¥661	135.3時間 ¥183,588	月額①-④ -¥76,265	1624時間 ¥2,202,920	年額①-④ -¥915,320
⑤2020年政府公約最賃800円 (算定基礎:政府公約1日8時間.月150時間.年1800時間)		①-⑤ -¥104	150時間 ¥120,000	月額①-⑤ -¥50,191	1800時間 ¥1,440,000	年額①-⑤ -¥602,016
⑥'15年春期卒業者島根の高卒女子初任給 (算定基礎:'14年度5人以上事業所所定内労働時間)		①-⑥ -¥359	144.1時間 ¥152,000	月額①-⑥ -¥82,191	1716時間 ¥1,810,076	年額①-⑥ -¥972,092
⑦2020年政府公約最賃平均1,000円 (算定基礎:政府公約1日8時間.月150時間.年1800時間)		①-⑦ -¥304	150時間 ¥150,000	月額①-⑦ -¥80,191	1800時間 ¥1,800,000	年額①-⑦ -¥512,400

2015年度 松江市の生活保護基準の計算 資料IV

生活保護基準額とは、厚生・労働大臣が決めた「健康で文化的な最低限度の生活」を保障した基準額です。

1. 松江市の独居単身の場合の保護基準額

計算表は、島根県松江市に生活する健康な労働年齢（18歳～69歳）で、住所地保護等級地の保護基準額：2級地-1を前提に、生活保護基準額を試算したものです。

年 齢	第1類 生活費（飲食費・被服等・光熱費・什器等）	第2類 住宅費	合 計 (基 準 額)
18～19	¥72,290	¥34,000	¥106,290
20～40	¥71,620	¥34,000	¥105,620
41～59	¥72,450	¥34,000	¥106,450
60～69	¥70,680	¥34,000	¥104,680

2. 松江市の4人暮らし（抽出事例：夫38歳／妻36歳／長女13歳／長男11歳）の保護基準額

第1類 第2類 (生活費)	家族／年齢	金 額
	夫 38歳	
	妻 36歳	
	長女 13歳	
	長男 11歳	
①生活扶助	合 計	¥171,950
教育扶助	②中学1年生 学習支援費	¥5,080 ¥4,450
	③小学5年生 学習支援費	¥2,910 ¥2,630
④児童養育加算(2人分)		¥20,000
⑤住宅扶助	(特別基準)	(6人まで) ¥58,000
生活保護基準合計額 (①～⑤合計)		¥265,020

試算：しまね労連（資料抽出：生活と健康を守る新聞2015年4月1日号）